

○下請中小企業振興法 （抄）

（昭和四十五年十二月二十六日）

（法律第四百四十五号）

（振興基準）

第三条 経済産業大臣は、下請中小企業の振興を図るため下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準（以下「振興基準」という。）を定めなければならない。

2 振興基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項
- 二 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善に関する事項
- 三 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項
- 四 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項
- 五 下請事業者の連携の推進に関する事項
- 六 下請事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項
- 七 下請取引に係る紛争の解決の促進に関する事項
- 八 その他下請中小企業の振興のため必要な事項

3 振興基準は、中小企業基本法（昭和三十八年法律第一百五十四号）第二条第五項に規定する小規模企業者の下請取引の実態その他の事情を勘案して定めなければならない。

4 経済産業大臣は、振興基準を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。

（主務大臣等）

第十七条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 第四条の規定による指導又は助言については、当該下請事業者又は親事業者の事業を所管する大臣とする。
 - 二 第五条第一項、第六条若しくは第七条第一項の規定による承認、同条第二項の規定による承認の取消し又は第十四条第一項の規定による報告の徴収については、当該振興事業計画に従つて振興事業を実施すべき事業者の事業を所管する大臣とする。
 - 三 第八条第一項、第九条若しくは第十条第一項の規定による認定、同条第三項の規定による認定の取消し又は第十四条第二項の規定による報告の徴収については、経済産業大臣及び認定特定下請連携事業に係る事業を所管する大臣とする。
- 2 第八条第一項及び第十条第一項における主務省令は、前項第三号に規定する主務大臣が共同で発する命令とし、次条における主務省令は、同号に規定する主務大臣の発する命令とする。
- 3 経済産業大臣は、振興基準を定めようとするときは、下請事業者及び親事業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴かななければならない。